

## 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する 障害者支援施設等に準ずる者の認定基準

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所（以下「障害者支援施設等」という。）に準ずる者として認定の対象となる者は、次に掲げる者のうち、群馬県内に住所又は所在を置く者とする。

- (1) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）に規定する次の障害者就労施設等（障害者支援施設等を除く。）
  - ア 特例子会社（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第1号）
  - イ 次に掲げる要件の全てを満たす事業所（以下「重度障害者多数雇用事業所」という。）（障害者優先調達推進法施行令第1条第2号）
    - (ア) 身体障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第2号に規定する身体障害者をいう。）、知的障害者（同条第4号に規定する知的障害者をいう。（ウ）において同じ。）又は精神障害者（同法第69条に規定する精神障害者をいう。（ウ）において同じ。）である労働者（同法第43条第1項に規定する労働者をいう。以下この号において同じ。）の数（短時間労働者（同法第43条第3項に規定する短時間労働者をいう。以下この号において同じ。）にあっては、当該短時間労働者の数に2分の1を乗じて得た数。以下この号において同じ。）を合計した数（以下この号において「障害者数」という。）が5人以上であること。
    - (イ) 労働者の数を合計した数のうちに障害者数の占める割合が100分の20以上であること。
    - (ウ) 障害者数のうちに重度身体障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第3号に規定する重度身体障害者をいう。）、知的障害者又は精神障害者である労働者の数を合計した数の占める割合が100分の30以上であること。
  - ウ 在宅就業障害者（障害者優先調達推進法第2条第3項）
  - エ 在宅就業支援団体（障害者優先調達推進法第2条第4項）
- (2) 相当数の障害者支援施設等により、障害種別に偏りなく構成され、物品及び役務の調達を障害者支援施設等に斡旋し又は発注者と障害者支援施設等との間の物品等の調達を仲介する等の業務を行い、契約の主体となる共同受注窓口（以下「障害者支援施設等共同受注窓口」という。）